

# 交 対 室 だ よ り

号外第2号

## 自転車保険<sup>\*</sup>の加入方法について

**※** 自転車保険とは自転車損害賠償責任保険等のことを言います。

具体的には、自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を賠償できる保険又は共済であって、各種保険やクレジットカードの特約として付帯する個人賠償責任保険など、様々なものがあります。

本年4月1日に施行された「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について、本号外を通じて皆さまにご紹介したいと考えています。第2号では、令和4年10月1日から加入が義務化される自転車保険の加入方法についてアドバイスします。



自転車保険に入りたいよ！

### アドバイス その1

下記の方は、個人賠償責任保険のオプション加入を検討すること

- 自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入している
- 共済、各種団体保険のいずれかに加入している
- クレジットカードを所有している

オプション（特約）として個人賠償責任保険を付帯できるか確認してください。確認先として、契約している保険会社、団体・組合の各種共済、会社等の団体保険、PTA保険、クレジットカード会社などがあります。

単体で自転車保険に加入するよりも、簡易な手続きにより安価で加入でき、同居の家族を補償するものもあります。



オプション加入できません  
でした！

### アドバイス その2

自身の乗り方にあった自転車利用者向けの自転車保険への加入を検討すること

自転車利用者向けの自転車保険には、補償額のほか、補償範囲が本人だけのものや同居家族を含むもの、自身の傷害の補償を含むもの、示談交渉の代行を含むものなど様々です。自身の乗り方にあった保険加入を検討してください。なお、県HPでは自転車保険の取扱事業者の問い合わせ先などを掲載しています。

自転車の車体に付帯した保険(TSマーク)への加入を検討すること

TSマーク付帯保険とは、自転車本体にかける保険となります。そのためTSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります。

なお、TSマーク付帯保険の有効期限は1年であり、保険加入するため自転車整備店で点検整備（有料）を受ける必要があります。